令和７年度
会津若松市チャレンジ企業応援補助金
第１回募集要項

募集期間：令和７年５月７日～５月 30 日

（会津若松市チャレンジ事業認定制度）

会津若松市　観光商工部　商工課

令和７年度会津若松市チャレンジ企業応援補助金　募集要項

１　制度の目的及び概要

会津若松市チャレンジ企業応援補助金は、以下の方のチャレンジを支援するためのものです。

①新たな事業へ挑戦する、１年以上の営業実績のある、市内の中小・小規模企業者

②事業を営んで１年未満、または今後市内にて創業または会社の設立を目指す方

本補助金の交付を受けるためには、「会津若松市チャレンジ事業」の認定を受ける必要があります。

地域資源を活かした新商品や、地域特性・地域課題を捉えた新サービスや新技術など、新規性・独創性のある事業プランを募集します。

【制度の流れ】

応　募	…	市が会津若松市チャレンジ事業を募集します。 募集期間：令和７年５月７日～５月 30 日（締切厳守）
↓		
書類審査	…	提出された書類を専門家等が審査します。
↓		
認定検討会	…	書類審査を通過した応募者に、専門家等が出席する検討会において、事業計画の説明を行っていただきます。（６月 19 日（木）を予定）
↓		
認　定	…	認定検討会からの意見等を踏まえ、優れていると認められる事業プランを市が認定します。
↓		
補助金交付申請	…	認定を受けた場合は、会津若松市チャレンジ企業応援補助金の交付申請をしていただきます。
↓		
補助事業実施	…	補助対象の事業は、年度内に実施していただきます。
↓		

実績報告 …　支払領収書などを添付していただきます。

↓

補助金交付請求 …　実績報告を受け、補助金の額を確定し、補助金を交付します。
補助金の対象は、補助金の交付決定を受けた日以降の認定年度内に支出し、事業に要する経費で、市長が必要かつ適正と認めたものです。

↓

補助金交付 …　補助金額
【新事業創出枠】事業費の３分の２（限度額１００万円）
【創業枠】事業費の３分の２（限度額５０万円）

↓

成果報告 …　認定された事業を行った翌年度に事業の成果報告を行っていただきます。

２　募集する対象者

①新事業創出枠

【対象事業】
⑴　現在営んでいる事業を更に発展させるためにチャレンジする新事業（新製品、新技術若しくは新サービスの開発等）
⑵　異分野又は異業種への進出事業

【対象者】
1 年以上営業実績のある、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する市内の中小企業者（※１）（ただし、みなし大企業（※２）を除く。）

②創業枠

【対象事業】
地域資源を生かした商品や、地域特性・地域課題を捉えたサービスなど、新規性・独創性のある事業

【対象者】
⑴　事業を営んで 1 年未満の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する市内の中小企業者（※１）（ただし、みなし大企業（※２）を除く。）

⑵　今後市内にて創業又は会社の設立を予定する者で、市の創業支援事業計画における支援機関の伴走支援を受けている者

【市創業支援等事業計画支援機関】
会津商工信用組合、(株)福島銀行、(株)東邦銀行、(株)日本政策金融公庫、あいづ商工会、NPO 法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構、NPO 法人 proYELL

①・②共通

【要件】
⑴　事業者が市内に主たる事業所を有し、当該事業所で実施される事業であること。
⑵　福島県信用保証協会の信用保証の対象業種（※３）及び農林業であること。
⑶　明確な経営理念のもと、熱意をもって実施される事業であること。
⑷　市場において事業として成立する見込みがある事業であること。
⑸　独創性がある事業であること。
⑹　認定日の属する年度内に事業化される事業であること。

【留意事項】
⑴　既に事業を開始している場合は対象となりません。
⑵　補助対象経費は、認定期間内に実施される事業に要する経費のうち、補助金申請後に交付決定を受けた後に発生するもので、市長が必要かつ適正と認めたものです。
⑶　複数の事業者との共同事業の場合は、代表する事業者を応募者としてください。

※１　中小企業者の定義（中小企業基本法第２条第１項）

業種	中小企業者 （下記のいずれかを満たす）		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種②～④を除く	３億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	１億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※２　みなし大企業とは、大企業者（中小企業者以外で事業を営む会社や個人）が総株主又は総社員の議決権の２分の１以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能な状態にある中小企業者を指します。

※３　福島県信用保証協会の信用保証の対象業種は、下記以外の業種です。
保証対象とならない業種
食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合などの飲食店、金融・保険（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、興信所、探偵業、易断所、観相業、風俗関連営業、芸ぎあっせん業、集金業、政治・経済・文化団体、宗教団体など

３　応募書類及び応募方法

⑴　応募書類

１　会津若松市チャレンジ事業認定申請書（様式１）
２　事業計画書（様式２）
３　資金計画書（様式３）
４　収支予算書（様式４）
５　法人については、定款の写し
６　直近の決算書類（損益計算書、貸借対照表、試算表、確定申告書など）
７　直近３年間の市税の納税証明書（全部証明）※創業枠に応募の方はご相談ください

※提出書類については、不備等のないよう十分留意してください。

⑵　募集期間

第１回　令和７年５月７日（水）～５月 30 日（金）17 時 15 分　必着
第２回　決定次第、市ホームページでお知らせします。
（予算の都合上、第１回の認定状況により募集を行わない場合があります。）

⑶　提 出 先　会津若松市観光商工部商工課（会津若松市役所本庁舎５階）
〒965-8601　会津若松市東栄町３番 46 号　　電話　0242-39-1252

⑷　提出方法

・原則、事前にご連絡の上、応募書類をご郵送ください。
・窓口への提出の場合には、土日・祝日を除く 8：30～17：15 の間にご持参ください。
・郵送で提出される場合は、簡易書留を利用し、提出期限までに提出先へ届くようにしてください。

⑸　提出部数　１部

ただし、白黒コピーではわかりにくい資料（カラー刷りの写真や資料など）がある場合は、その資料を 10 部提出してください。

⑹　留意事項

・応募書類は、原則として返却しません。
・応募書類は、本市が受理した段階で「公文書」となるため、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、会津若松市情報公開条例に則って公開・非公開の判断をします。

４　認定検討会（令和７年６月 19 日（木）実施予定）

応募者には、認定検討会の開催時に事業計画等の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

認定検討会では、事業計画等の説明を受け、新規性・挑戦性、先駆性、継続性、市場ニーズ、財務健全性、地域性などの項目について、それぞれ５段階の評価を行います。

５　事業計画の認定

認定検討会からの意見等を踏まえ、優れている事業計画を「会津若松市チャレンジ事業」として認定します。認定された事業は、市のホームページ等で紹介するなど、公表させていただきます。

認定結果については、応募者に郵送でお知らせいたします。

６　補助金について

補助金は、会津若松市チャレンジ事業に対して予算の範囲内で交付します。

補助金額の算定式は次のとおりです。

【新事業創出枠】

補助金額＝補助対象事業費（※）×２／３（限度額 100 万円）　※千円未満切捨て

【創業枠】

補助金額＝補助対象事業費（※）×２／３（限度額 50 万円）　※千円未満切捨て

※補助対象事業費……事業の実施に要した経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費

（留意点）

⑴人件費、飲食費、娯楽、接待、不動産の取得、税金等に支出された費用及び公的資金の使途として社会通念上不適切と判断される経費を除きます。

⑵国、県等他団体の補助金を受ける場合は、それらの補助金額を補助対象経費から除きます。

⑶「会津若松市チャレンジ事業」としての認定後、速やかに補助金の交付申請をしていただきます。

⑷補助金の交付の条件として、市税を完納し、かつ、必要な申告義務を完了していることが必要です。

⑸認定期間内に補助事業が適切に実施されなかった場合は、補助金の交付はできません。

７　事業計画書の作成・ブラッシュアップ支援

会津若松市チャレンジ事業の認定を受けるためには、認定検討会の委員を納得させるような説得力ある事業計画書等を作成することが必要です。

事業計画書等は、人に見てもらうことで更に磨きがかかります。アイデアを事業として成功させるためにも、応募前に専門家等のアドバイスを受けることをお勧めします。

次の機関では、事業計画の立て方や、経営全般に関する相談について、無料のアドバイスを行っていますので、ぜひご活用ください。

▽会津若松商工会議所　　電　話　0242-27-1212 ㈹
　　所在地　会津若松市南千石町６－５

▽あいづ商工会　　電　話　0242-58-2381
　　所在地　会津若松市北会津町下荒井字宮ノ東 16－５

８　事業終了後の成果報告について

チャレンジ企業応援補助金の交付を受けた事業者には補助対象年度の翌年度に、事業成果について報告をしていただきます。

９　市の事業へのご協力

会津若松市チャレンジ事業に認定された事業者の皆様に対して、市が行う中小・小規模企業振興事業にご協力をお願いする場合があります。

10　問い合わせ先

会津若松市観光商工部商工課
電　話　0242-39-1252　　ファックス　0242-39-1433
メール　shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp